

令和7年度

弘前市立東目屋中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

弘前市立東目屋中学校いじめ防止基本方針

弘前市立東目屋中学校
校長 山本 正弘

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、全校生徒がいじめのない笑顔いっぱいの学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及び対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

2 いじめとは

（１） いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット関連を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 『いじめ防止対策推進法』より

（２） いじめに対する基本的な考え方

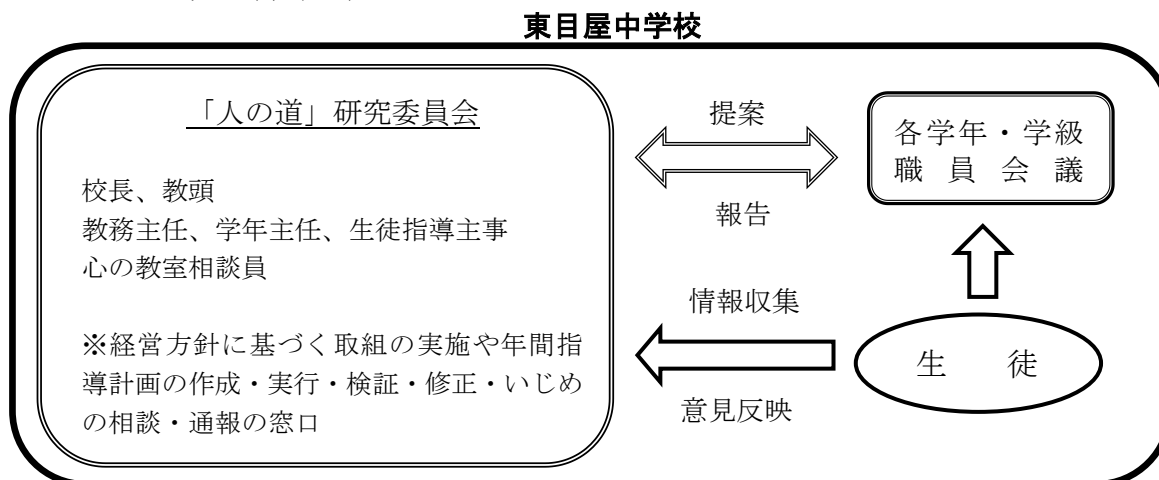
- ① 「いじめを決して許さない、生み出さない」という決意。
- ② 「いじめはいじめる側が悪い」との認識。
- ③ 「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」との認識。
- ④ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識。
- ⑤ 「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの『観衆』や『傍観者』の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」という認識。

（３） いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3 校内体制について

★いじめ対応（平常時）



- ・「人の道」研究委員会を、いじめ防止等の中核となる組織として位置付けます。
- ・「人の道」研究委員会の会議については、外部専門家も加えた構成員全体の会議（総会）を年に2回開催し、教職員だけの会議（校内部会）を原則月1回開催します。
- ・「人の道」研究委員会においては、的確にいじめの疑いのある情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応します。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、全て「人の道」研究委員会に報告・相談します。
- ・「人の道」研究委員会に集められた情報は、別紙様式に従い、個人ごとに記録にまとめます。
- ・「人の道」研究委員会は、いじめ防止に関する取組等について、年間計画に基づきPDCAサイクルで検証を行います。

4 いじめの未然防止について

- (1) 授業や学級活動・学校行事等を通した、いじめの起きにくい環境をつくります。
 - (2) 心を育てる教育を充実させます。
 - (3) 自主的な活動を尊重することで、トラブルを子どもたちの力で解決できる関係性を育てていきます。
- ※(1)～(3)について、『人の道づくり』年間計画に基づき、具体的な取組を進めていきます。

5 早期発見・事案対処マニュアル

(1) いじめの早期発見について

- ・常に子どもの変化に気を配り、早期発見・早期対応に心掛けます。学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の細やかな変化に気を配ります。子どもたちの嫌がらせやからかい、無視、排除などのトラブルを見逃さず、情報を早めに交換し合い、子どもたちとの信頼関係づくりを基盤とした働き掛けと指導を行います。

(2) 早期発見に向けての取組

- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」という基本認識に

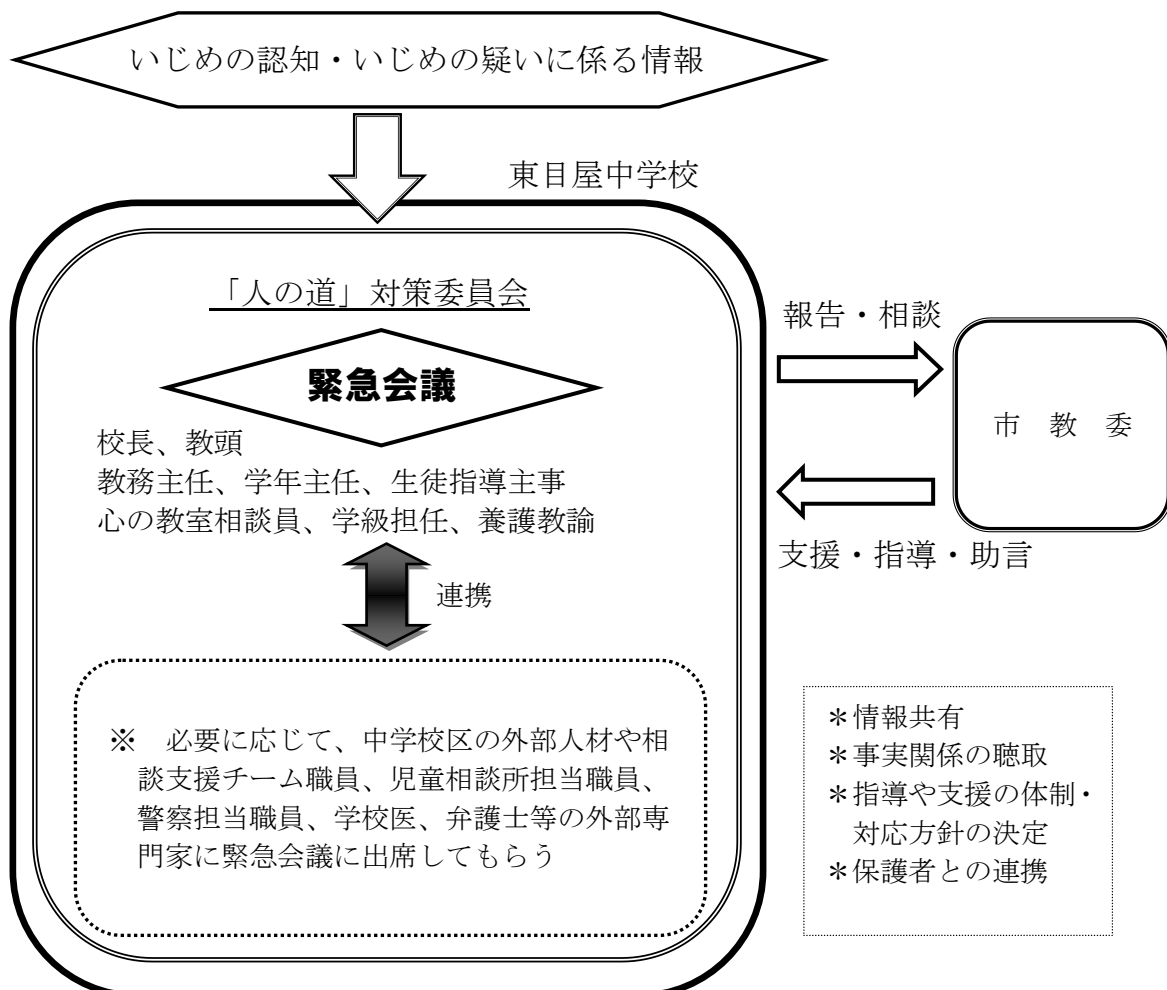
- 立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃しません。
- ・気になる生徒がいる場合には、「人の道」委員会に報告・相談することで、情報を共有し、より多くの目でその生徒と周りの様子を見守ります。
 - ・明らかに様子に変化が見られる場合には、「人の道」委員会が中心となって、教師が積極的に働き掛けを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、迅速に本人への教育相談や周りからの聞き取りを行います。
 - ・年間計画に基づき、「生活アンケート」（いじめ調査含む）を年4回実施し、生徒の悩みや人間関係を把握します。

(3) 家庭や地域と連携した取組

- ・学校におけるいじめ防止のための取組を地域に知ってもらうとともに、「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」等に参加していただき、地域子どもたちに普段から声を掛けてもらえるようにします。
- ・気になる生徒がいる場合には、迅速に家庭に連絡し、連携した取組を行います。
- ・学校や家の人に相談しにくい生徒がいた場合には、市教育センター等の相談窓口の利用も勧めます。
- ・「人の道」委員会が学校のいじめ相談窓口であることを学校内外に周知し、相談しやすい体制づくりを進めます。

(4) 解決に向けた対応について

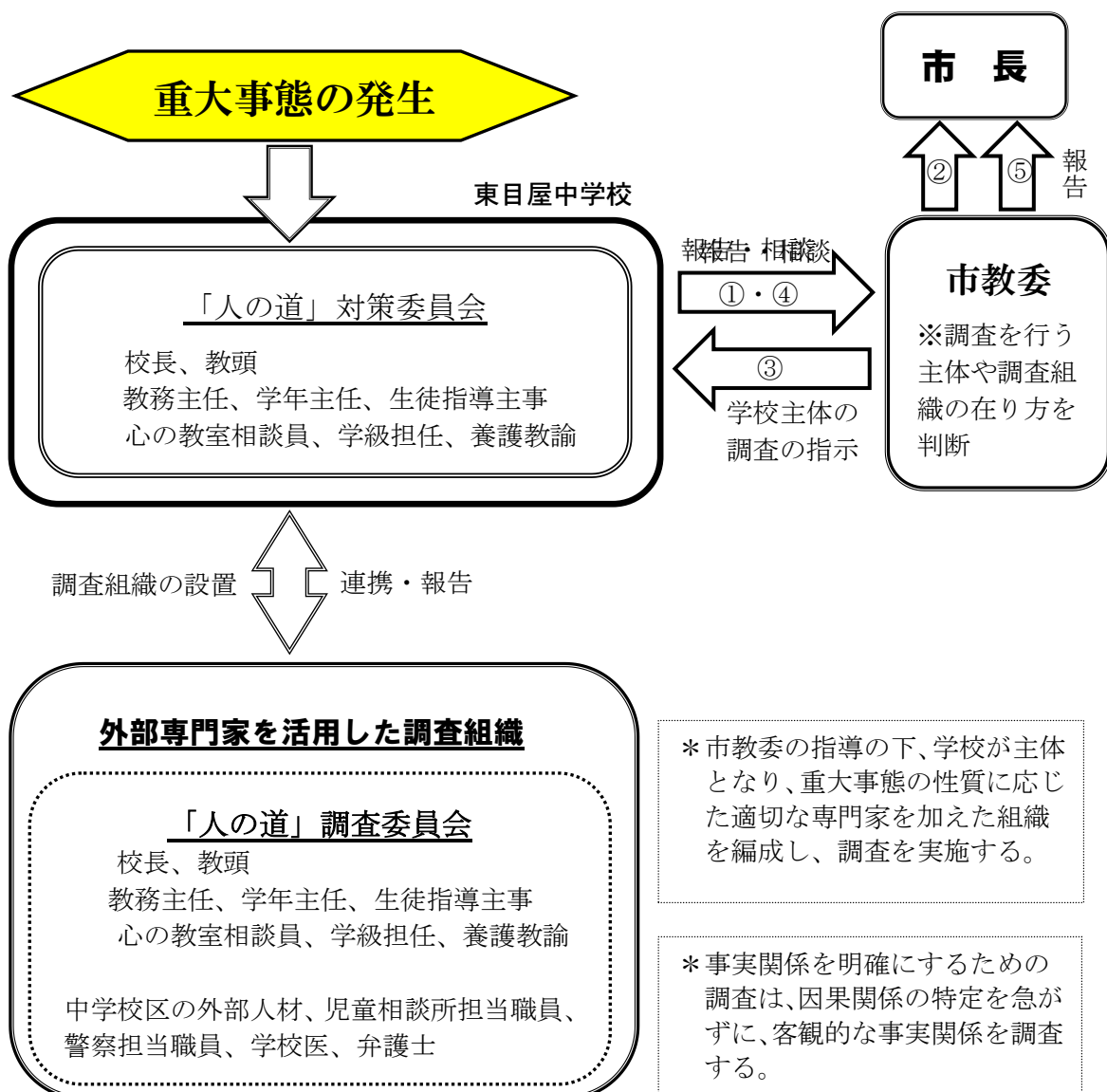
★いじめ対応の流れ（いじめ発生時）



- ① 「人の道」対策委員会の役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となります。
- ② 外部専門家の活用について
 - ・いじめの事案により、必要に応じて、緊急会議に出席してもらいます。
- ③ いじめを認知したときの報告について
 - ・「人の道」対策委員会が中心となり調査した結果、いじめの事実が確認できたときには、校長が責任をもって被害・加害児童の保護者及び市教委（学校指導課）に連絡します。また、いじめが解消した際にも同様に連絡します。
 - ・解決までに時間がかかる場合は、解消するまでの間、定期的に連絡します。

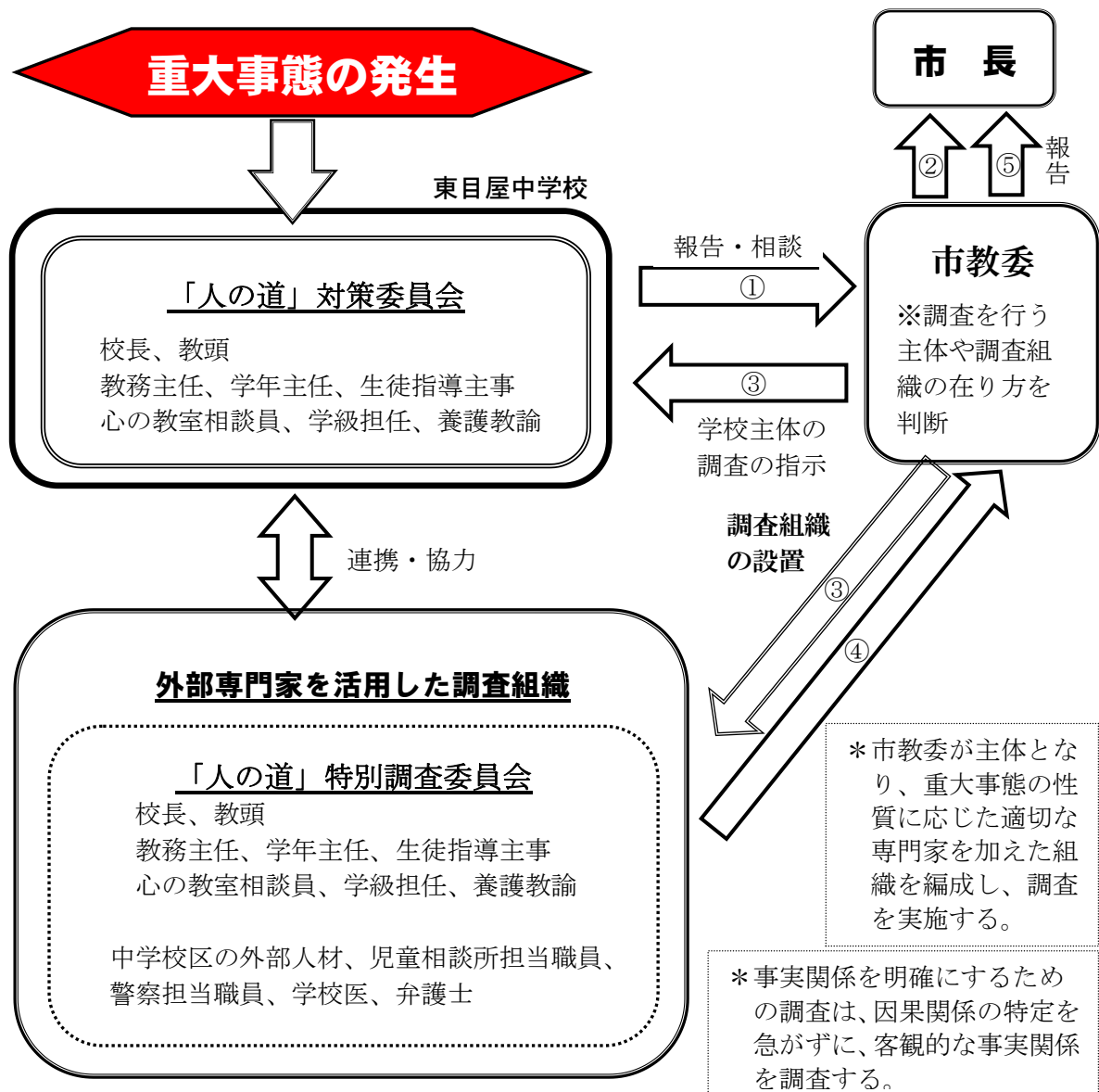
(5) 重大事態への対応について

★いじめ対応の流れ（重大事態発生時①）～学校が調査主体となる場合～



- ① 重大事態発生時の報告について
 - ・重大事態が発生した場合には、直ちに学校長が市教委（学校指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受けます。
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ② 調査結果の提供と報告について
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、市教委に報告します。
 - ・いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市教委に送付します。

★いじめ対応の流れ（重大事態発生時②）～市教委が調査主体となる場合～



※重大事態発生時②の報告については、重大事態発生時①と同様に行います。

6 学校いじめ防止プログラム

PDCA	月	未然防止	早期発見	組織的活動	備 考
	4	・あいさつ運動一斉指導 ・保護者への説明と啓発(PTA総会) ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・お互い協力して明るい学級にしよう(道徳) ・最上級生としての自覚(3年学活)		・職員会議:いじめ防止基本方針(案)の確認 ・「人の道」研究委員会(校内部会) ※今年度のいじめ防止基本方針の決定	
	5	・農園活動(人工授粉、実すぐり、一つなり摘果)を通した人間関係づくり ・行事(小・中合同運動会等)を通した人間関係づくり ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・心身ともに鍛え、礼儀正しい人になろう(道徳) ・みんなでつくる学級(2年学活) ・自分の良いところを伸ばそう(1年学活)	・生活アンケート①	・「人の道」研究委員会(総会)	
	6	・農園活動(最終摘果)を通した人間関係づくり ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・愛校心を持ち、誇りある人になろう(道徳)	・教育相談(学級担任)	・「人の道」研究委員会(校内部会)	
	7	・いじめ防止標語の作成及び掲示 ・行事(炊事遠足等)を通した人間関係づくり ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・よく考え、物事を正しく判断できる人になろう(道徳) ・社会の一員(3年学活)・温かい人間関係(2年学活) ・将来の夢を語り合おう(1年学活)	・二者面談[保護者]	・「人の道」研究委員会(校内部会) ・全職員による中間評価の実施	★1学期終業式
	8	・あいさつ運動一斉指導 ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・きまりを守り、正しい行いをしよう(道徳)	・夏休み明け生活アンケート②	・「人の道」研究委員会(校内部会)	★2学期始業式
	9	・行事(東中祭等)を通した人間関係づくり ・農園活動(袋はぎ、葉取り)を通した人間関係づくり ・支え、高め合う学級(3年学活) ・学級生活の充実(2年学活) ・明るく楽しい学級にしよう(1年学活)	・教育相談	・「人の道」研究委員会(校内部会)	
	10	・農園活動(葉取り、収穫)を通した人間関係づくり ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・お互い協力して、明るい学校生活をしよう(道徳) ・心の通い合う学級(道徳)	・生活(自分を見つめよう)アンケート③	・「人の道」研究委員会(校内部会)	
	11	・いじめ防止を意識した道徳授業の実施 ・農園活動(市場見学)を通した人間関係づくり ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・自分の良さ(3年学活)・自分を生かす生き方(2年学活)	・教育相談(生徒希望制)	・「人の道」研究委員会(校内部会)	
	12	・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・不安や悩みを乗り越える(1年学活)		・学校評価による今年度の反省(教職員、保護者、外部専門家等) ・「人の道」研究委員会(校内部会)	★2学期終業式
	1	・あいさつ運動一斉指導 ・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・思いやりのある心の豊かな人になろう(道徳)	・生活アンケート④ ・教育相談(指名相談)	・学校評価を受けた次年度の基本方針案の検討 ・「人の道」研究委員会(校内部会)	★3学期始業式
	2	・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・夢や希望を実現するために(2年学活)		・「人の道」研究委員会(校内部会) ・「人の道」研究委員会(総会) ※今年度のまとめと次年度の基本方針案の検討	
	3	・生徒会委員会活動を通した人間関係づくり ・卒業にあたって(3年学活) ・2年生への決意(1年学活) ・活動のまとめ		・「人の道」研究委員会(校内部会) ・職員会議 次年度基本方針(案)確認	☆修了式

7 その他

- ・策定したいじめ防止基本方針は、生徒を通して保護者に配布します。